

訂正情報

1 第三者行為災害

厚生労働省労働基準局長通知（「第三者行為災害事務取扱手引の改正について」令和2年3月30日付け基発0330第33号）が発出されていることが令和3年6月に発覚しました。

この通知において、第三者行為災害事務取扱手引に関して、第三者行為災害事案について**求償する期間**を災害発生日から起算して「3年以内」から「**5年以内**」に改正し、令和2年4月1日より適用することとしています。

これにより、支給調整を行う期間は、**求償**については、**災害発生後5年以内**に支給事由の生じた労災保険給付であって、**災害発生後5年以内**に**保険給付を行ったもの**について行うこととし、控除については、災害発生後7年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後7年以内に支払うべきものを限度として行うこととすることとされています（控除の期間は、改正されていません）。

これに伴い、**一問一答問題集「労災保険法」**に訂正が必要となりました。

P50の 1 について、問題・解説を下記のとおり差し替えます。なお、記載のうち の部分が内容を変更した箇所です。

【問題】

政府は、第三者の行為によって生じた事故を原因とする業務災害について保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度で、受給者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。この場合において、対象となる保険給付は、災害発生後3年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後3年以内に保険給付を行ったものとされている。

【解説】

「3年」とあるのは、「5年」です。政府は、第三者行為災害について保険給付をしたときは、損害賠償請求権を代位取得します。これに基づき、政府は第三者に求償を行いますが、この求償は災害発生後5年以内に支給事由が生じたものに限って行われます。

2 その他

出るデル過去問「労働編1」に誤った記載がありました。

P 4右4行目の「【 R2-1-E 】: 正しい。」の「正しい」は「誤り」です。